

平成 16 年 4 月 1 日から、消費税の総額表示制度が導入されました。これにともない、消費税関連法令の改正が行われています。

詳細につきましては、「**ビジネスプロセスと会計の接点 増補改訂版**」(中央経済社)をご参照ください。

本資料は、増補改訂前の著作「ビジネスプロセスと会計の接点」(以降「書籍」という)の補足情報として提供するものです。その点についてご注意ください。

## 消費税の総額表示に伴うシステム対応

### ◆総額表示の導入及び廃止条文

平成 16 年の税制改正において、消費税法も大きく改正されました。その中でシステム開発に最も影響を与えるものが総額表示制度の導入です。

#### 消費税法 第 63 条の 2 (価格の表示)

事業者(中略)は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等(中略)を行う場合(専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。)において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

この、総額表示制度の導入に伴い、消費税の積上げ計算を容認していた消費税法施行規則第 22 条第 1 項が廃止され、関連基本通達が削除されました。

#### 廃止された法令及び通達

消費税法施行規則 第 22 条第 1 項 (書籍 p51)

消費税基本通達 15-2-2 (決済上受領すべき金額の意義) (書籍 p51)

消費税基本通達 15-2-3 (区分して領収するの意義) (書籍 p52)

消費税基本通達 15-2-4 (課税仕入れに係る消費税額の計算) (書籍 p54)

### ◆総額表示の導入による経過措置

総額表示の導入による、実務上の対応を考慮し、消費税法施行規則の附則

において以下のような経過措置が認められています。

### 消費税法施行規則 附則

第二条 この省令の施行の日（第四項において「施行日」という。）前に行った課税資産の譲渡等に係る消費税額等（この省令による改正前の消費税法施行規則（次項及び第四項において「旧規則」という。）第二十二条第一項に規定する消費税額等をいう。次項及び第四項において同じ。）に係る同条第一項の規定による課税標準額に対する消費税額の計算については、なお従前の例による。

2 課税資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第六条の規定による改正後の消費税法（第四項において「新法」という。）第六十三条の二の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等を除く。）に係る消費税額等については、当分の間、旧規則第二十二条第一項の規定は、なおその効力を有する。

3 事業者（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。次項において同じ。）が、課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の税込価格（当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格をいう。次項において同じ。）を基礎として計算した決済上受領すべき金額を領収する場合において、その領収に際して当該金額に含まれる消費税額等（当該課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額をいう。以下この項において同じ。）に相当する額（当該決済上受領すべき金額に百五分の五を乗じて算出した金額をいう。）の円未満の端数を処理した後の金額を明示したときは、同法第四十三条第一項第二号又は同法第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額の計算については、当分の間、当該端数を処理した後の消費税額等に相当する額を基礎として行うことができる。

4 事業者が、施行日から平成十九年三月三十一日までの間に行う課税資産の譲渡等（新法第六十三条の二の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に限る。）に係る資産又は役務の価格につき同条の規定による表示を行っている場合において、当該課税資産の譲渡等に係る決済上受領すべき金額を当該資産又は役務の税込価格を基礎として計算することができなかつたことにつきやむを得ない事情があるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税額等については、旧規則第二十二条第一項の規定は、なおその効力を有する。

大変、読みづらい附則ですが、基本的な内容は以下の3つの経過措置によって、従来の消費税法施行規則第22条第1項で認められていた消費税の積上げ計算を容認しています。

	経過措置①	経過措置②	経過措置③
対象取引	事業者間取引等 (総額表示の対象とならない取引)	対消費者取引 (総額表示の対象とならない事業者間取引等を含む)	対消費者取引
内容	「税抜価格」を基礎とした現行の端数処理の特例を適用可能	「税込価格」を基礎とした領収証等において消費税相当額の1円未満の端数を処理した場合、積上計算が可能	総額表示は行っているものの、「税込価格」を基礎として代金決済ができない場合。「税抜価格」を基礎とした現行の端数処理の特例を適用可能
適用	当分の間	当分の間	3年間 (H19年3月31日まで)

また、廃止された消費税基本通達に対応するものとして、新たな個別通達「事業者が消費者に対して価格を標示する場合の取扱い及び課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置の取り扱いについて」が公表されています。この新たな個別通達の中で、廃止された基本通達に対応するのは以下の部分です。

#### 10 (決済上受領すべき金額の意義)

改正省令附則第2条第2項《総額表示義務の対象とならない取引で税抜価格を基礎とした代金決済を行う場合の課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置》及び第4項《総額表示義務の対象となる取引で税抜価格を基礎とした代金決済を行う場合の課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置》の規定により、改正省令による改正前の規則（以下「旧規則」という。）第22条第1項《消費税額及び地方消費税額相当額を区分領収している場合の申告税額の計算》の規定を適用する場合において、課税資産の譲渡等の対価の額と消費税額等とに区分して領収することとされている「課税

資産の譲渡等に係る決済上受領すべき金額」とは、次の場合には、それぞれ次の金額をいう。

- (1)顧客に販売した複数の商品（課税資産に限る。）を一括して引き渡した場合 これらの商品の代金として当該顧客から一括して受領した場合における当該領収書（レシートその他代金の受領事実を証するものとして顧客に交付するものを含む。以下同じ。）に記載された金額の合計額
- (2)取引の都度掛売りをし、その掛売りの額について一定期間分をまとめて請求する場合 一の請求書に係る金額
- (3)電気、ガス、水道水等を継続的に供給し、又は提供するもので、その一定期間分の料金をまとめて請求する場合 一の請求書に係る金額
- (4)納品の都度請求書を発行する場合 納品の都度発行される請求書に係る金額

したがって、同項の規定による消費税額等の1円未満の端数の処理は、(1)の場合には領収書ごとに行い、(2)ないし(4)の場合には交付する請求書ごとに行うことに留意する。

(注) 改正省令附則第2条第4項の規定により、なおその効力を有することとされる旧規則第22条第1項の規定については、施行日（平成16年4月1日）から平成19年3月31日までの間に行う課税資産の譲渡等について適用されることに留意する。

#### 11（区分して領収するの意義）

旧規則第22条第1項《消費税額及び地方消費税額相当額を区分領収している場合の申告税額の計算》の規定の適用要件である、課税資産の譲渡等の対価の額と消費税額等とに「区分して領収する」とは、代金の決済に当たって課税資産の譲渡等の対価の額（以下「本体価額」という。）と1円未満の端数を処理した後の消費税額等とを領収書又は請求書等において区分して明示している場合をいう。

この場合において、課税標準額に対する消費税額は、当該1円未満の端数を処理した後の消費税額等の合計額の100分の80に相当する金額となる。

#### 12（区分して領収するの意義）

改正省令附則第2条第3項《税込価格を基礎とした代金決済を行う場合の

課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置》に規定する「課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の税込価格を基礎として計算した決済上受領すべき金額」とは、一取引ごとに領収すべき金額で、個々の資産又は役務の税込価格を基に計算した合計金額をいい、10の(1)から(4)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)から(4)に定めるところによる。

### 13（消費税額等に相当する金額を明示したときの意義）

改正省令附則第2条第3項《税込価格を基礎とした代金決済を行う場合の課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置》に規定する「その領収に際して当該金額に含まれる消費税額等に相当する額の一円未満の端数を処理した後の金額を明示したとき」とは、代金の決済に当たって同項の規定による消費税額等に相当する額の1円未満の端数を処理した後の金額を領収書又は請求書等において明示している場合をいう。

この場合において、課税標準額に対する消費税額は、当該1円未満の端数を処理した後の消費税額等の合計額の100分の80に相当する金額となる。

### 14（課税仕入れに係る消費税額の計算）

新消費税法第30条第1項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れに係る消費税額は、原則として、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に105分の4を乗じて計算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

ただし、課税仕入れの都度課税仕入れに係る支払対価の額について、税抜経理方式（平成元年3月29日付直所3-8ほか1課共同「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」通達の記1の(5)又は平成元年3月1日付直法2-1「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」通達の記1の(7)に規定する税抜経理方式をいう。）により経理処理を行う場合に、次の態様に応じ処理しているときは、その処理を認める。

- (1) 課税仕入れの相手方が課税資産の譲渡等に係る決済上受領すべき金額を本体価額と1円未満の端数を処理した後の消費税額等とに区分して領収する場合に作成した領収書又は請求書等において別記されている当該消費税額等を仮払消費税等として経理し、その課税期間中における仮払消費税等の合計額の100分の80に相当する金額を課税仕入れに係る消費税額とする。
- (2) 課税仕入れの相手方から交付を受けた領収書又は請求書等に明示された税込価格を基礎として計算した決済上受領すべき金額に含まれる

消費税額等に相当する額（当該決済上受領すべき金額に 105 分の 5 を乗じて算出した金額）の 1 円未満の端数を処理した後の金額を仮払消費税等として経理し、その課税期間中における仮払消費税等の合計額の 100 分の 80 に相当する金額を課税仕入れに係る消費税額とする。

- (3) 課税仕入れの相手方から交付を受けた領収書又は請求書等では課税資産の譲渡等に係る決済上受領すべき金額を本体価額と 1 円未満の端数を処理した後の消費税額等とに区分して記載されていない場合、あるいは課税仕入れの相手方から交付を受けた領収書又は請求書等では税込価格を基礎として計算した決済上受領すべき金額に含まれる消費税額等に相当する額（当該決済上受領すべき金額に 105 分の 5 を乗じて算出した金額）の 1 円未満の端数を処理した後の金額が明示されていない場合において、課税仕入れ等に係る帳簿等により課税仕入れに係る支払対価の額に 105 分の 5 を乗じた金額（1 円未満の端数を切捨て又は四捨五入の方法により処理する場合に限る。）を仮払消費税等として経理する方法を継続的に行っているときには、その課税期間中における仮払消費税等の合計額の 100 分の 80 に相当する金額を課税仕入れに係る消費税額とする。

- (注) (3)の方式は、(1)又は(2)が適用できない場合について認められることに留意する。